**平成２３年（フ）第１５７号**
長野県上田市古里1938番地24
債務者　中村　万敬
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第１５８号**
長野県上田市古里1938番地24
債務者　中村　清子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第２８５号**
広島県福山市駅家町大字万能倉1370番地１　コーポ宮１－Ａ
債務者　仲本　孝志
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第２８６号**
広島県福山市東深津町５丁目19番２号　ハイムモルゲンロートＣ102
債務者　小林　秀則（旧姓坂部）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第７４８号**
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷４丁目５番32号　レオネクスト大仏101
債務者　関谷　美子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第７５５号**
千葉県流山市美原４丁目1195番地の44　シティハイムオカダ101
債務者　西村　悦員
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第７８２号**
千葉県流山市平和台２丁目２番地の１　アズベリーヒルズ405
債務者　福井　光一
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第８０１号**
千葉県野田市岩名423番地の１
債務者　関根　信明
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第８１３号**
千葉県柏市大室1247番地　第一パールメゾン染谷308号
債務者　今野アナこと　ホリカワ　デ　コンノ　アナ　イサベル
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第８２６号**
千葉県柏市南増尾６丁目２番69号
債務者　松村惠美子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第８２８号**
千葉県松戸市高塚新田438番地の１
債務者　錦戸　邦子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第８３０号**
千葉県松戸市常盤平２丁目25番地　常盤平公団住宅１街区18棟106号
債務者　宮本良子こと　呉　　良純（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第８４２号**
北九州市小倉南区企救丘２丁目14番５－1302号
債務者　井手尾　勝
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第８４３号**
北九州市小倉南区石田南３丁目６番24号
債務者　井手尾妙子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第８７０号**
北九州市八幡西区本城東１丁目５番８－102号
債務者　笠　　泰之
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第９６７号**
福岡県中間市扇ヶ浦４丁目７番20号
債務者　鈴木　　勝
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第３５２号**
青森市大字新城字山田677番地825
債務者　北田　泰子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係